

## 西東京市障害者基本計画(平成26年度～令和5年度)中間見直し後の評価シート

【単年度評価の評価基準】

- 「○」 実施できた  
「△」 一部実施できた  
「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった  
「×」 実施できなかった  
「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

【令和元年度～令和5年度評価の評価基準】

- A 施策内容に対して目的を達成できている  
B 改善の余地はあるが、概ね具体化できている  
C 事業の検討・立案までで止まっており、具体化できていない  
D 課題の把握までで止まっており、検討・立案に至っていない  
E 未着手

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の出組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	障害福祉課内に設置した基幹相談支援センターと障害者総合支援センター内の相談支援センターをばっくでは基幹連携会議を行い、連携強化を図っています。継続して相談体制の充実を図るために地域生活支援拠点等整備ワーキンググループを開催をし、基幹相談支援センター、地域活動支援センターで話し合いを行いました。	A	障害福祉課内に設置した基幹相談支援センターと障害者総合支援センター内の相談支援センターをばっくでは基幹連携会議を行い、連携強化を図ることができました。継続して相談体制の充実を図るために地域生活支援拠点等整備ワーキンググループを開催をし、基幹相談支援センター、地域活動支援センターで話し合いを行いました。	困難ケースの増加が見込まれるため、対応力を一層強化する必要があります。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	健康課	「△」	「△」	「△」	「△」	令和4年度より開設された児童発達支援センターは、関係機関が連携して発達支援を行うための中核的機能を担い、地域の中で早期発見、早期支援に努めました。児童発達支援に関する庁内外の関係機関で構成された連携会議を設置することで、「きづく、つなぐ、のばす」の視点で分科会を実施し、全体会での意見共有から支援機関がつながりあって発達支援を実施する上での課題を出し合い検討をしました。子育て関係機関との連携は強化されてきており、きづきによる紹介から、ひいらぎの相談につながるケースは増加しています。子育て関係機関向けに公開講座、療育公開を実施し、園訪問等で園職員の相談に応じることで、園での対応力への支援を行いました。	B	児童発達支援センター立ち上げに際し、連携会議を等を通じ、関係機関どうしの連携が強化されました。市として、児童の発達支援を関係機関同士が連携して取り組むこととして検討し共有されました。	関係機関間での取り組みの相互理解や、関係性の構築にはつながってきてはいるが、情報共有や、連携・調整の要としての機能は未構築であり、今後の検討・機能強化が必要です。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	子育て支援課	「△」	「△」	「△」	「△」	「基幹相談支援センター」については、全庁的な課題であり単独での検討は行っていません。なお、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援については、当該所管の児童手当などの諸手当や子どもの医療助成の申請・届出並びにひとり親家庭の相談などを通じて関係部署と連携した支援に努めています。また、「えぼく」と子ども相談室 ぽっとルームは、互いの相談事業について情報交換を行い、日頃から連携を進めています。	A	障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援については、当該所管の児童手当などの諸手当や子どもの医療助成の申請・届出並びにひとり親家庭の相談などを通じて関係部署と連携した支援に努めています。また、「えぼく」と子ども相談室 ぽっとルームは、互いの相談事業について情報交換を行い、日頃から連携を進めています。	なし

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価				令和元年度～令和4年度の評価			
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	児童青少年課	「○」	「○」	「○」	「○」	切れ目のない支援の構築に向けて、のどかや生活サポートネット等の関係機関及び部署と連携を図っています。また、学童クラブ指導員・障害児担当補助員向けに年3回研修を行うことで、情報共有を行っており、児童一人ひとりに応じた支援ができるよう連携を図っています。	A	切れ目のない支援の構築に向けて、のどかななどの関係機関及び部署と連携を図りながら進めることができました。また、学童クラブ指導員・障害児担当補助員向けに年3回研修を行い、情報共有や知識を深め、児童一人ひとりに応じた支援をすることができました。	定期的な研修を行い、知識を深めているところではありますが、障害児の増加や障害の多様化等により、学童クラブ指導員・障害児担当補助員の更なるスキルアップが求められていることです。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	子ども家庭支援センター	「○」	「○」	「○」	「○」	要保護児童対策地域協議会の発達支援部会に関係機関を招集し、未就学から就学にかけて気になる児童とその家庭を対象に、年1回情報共有を行いました。18歳を超えてもお特定の支援が必要な家庭に対し、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議にて、基幹相談支援センターや他の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行いました。	A	子ども家庭支援センターは、要保護児童・要支援児童等について、連携が必要な場合に関係機関と調整し、情報共有を行うことができました。	要保護児童対策地域協議会の庁内関係部署であっても、情報提供について円滑に連携できない事例がありました。要保護児童対策地域協議会での情報連携について、引き続き理解を得られるよう啓発していきます。対象の家庭や児童が望んでいなくとも、18歳以降も引き続き支援が必要な場合、ケース検討会議の中で、次の支援機関として障害福祉の関係機関に意識付けをし、切れ目のない支援ができるような働きかけを早期から行っていく必要があります。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	協働コミュニティ課	「○」	「○」	「○」	「○」	DV被害者と障害者が同一家族内にいて支援が必要なケースやDV被害者など支援が必要な女性が障害者であるケースなど、基幹相談支援センターと婦人相談員が連携をとりながら支援を実施しています。また協働コミュニティ課では配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を開催しており、基幹相談支援センター職員も構成員として情報共有、連携をしています。個人情報の取り扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討の内容について、個別ケースの支援に必要な個人情報、本人の了解も得て共有を行っています。書式の統一化は当該課では検討していません。	B	DV避難、夫婦間暴力のあるケースについて家族内に障害者がいる場合、必要に応じ連携をとり対応しています。	DV避難の場合、地域が広域にわたるため、障害福祉サービスの継続利用や転居先での制度利用、福祉サービスをつないでいくのに時間を要します。計画相談担当の支援範囲に限界があり、基幹相談支援センターの積極的介入を依頼し連携をはかっていきたいと考えています。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	教育指導課	「○」	「○」	「○」	「○」	小学校の入学に際し、支援が必要な児童について、それまで行ってきた支援を確実に引き継げるよう就学前機関はじめ関係機関と連携し「就学支援シート」を活用しました。また入学後は教育支援アドバイザーによる小・中学校への巡回相談を通して、発達に課題のある児童・生徒の切れ目のない支援の実現を目指し担当係員や教育支援アドバイザーが情報連携のための会議に参加し、学校・関係機関・関係部署等との連携に努めました。	A	切れ目のない支援を行うための大切なツールとしての「就学支援シート」について、令和4年度も保育園長や幼稚園長会にて丁寧に説明し、理解と協力を得てシートを作成し就学先の小学校へ提出することができました。また、入学後も本シートに基づいて学校側と教育委員会において連携を進められているため、評価としては「A」と考えます。	「就学支援シート」については、発達に課題があったり支援を必要とする保護者のニーズを、一定の仕組みに基づいて就学先の学校に明確に伝える手段として今後も続けていきます。保育園や幼稚園が作成する要録とのバランスを図りながら、またシートの様式についてもより良い形を考察していくことが課題であると捉えています。また、小学校と中学校における連携についても、教育支援システムを活用しながら円滑に進むよう調整していくことが必要です。
1-(1)-2	地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	現在市内に設置されている地域活動支援センターである「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」における相談の充実にも努めるとともに、地域自立支援協議会相談支援部会を通じて、相談支援機関との連携を進め、一層の相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	相談支援部会において、事例検討や勉強会を実施し、地域活動支援センターも含めた相談支援体制の充実に取り組みしました。	A	事例検討や勉強会を実施したことで、地域活動支援センターを含めた相談支援体制の充実に取り組みするとともに相談しやすい環境整備を実施することができました。地域生活支援拠点等を整備し、関係機関が協力する体制を構築しました。	・地域生活支援拠点等を充実させることで相談体制の強化を図る必要があります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(1)-3	当事者等による身近な相談活動への支援	障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。 具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、引き続き実施するとともに東京都のペアレントメンター養成事業を活用します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和3年度にペアレントメンター事業を3回実施しました。少人数での実施で、ペアレントメンターが家族からの話をゆっくりと聞くことができました。また月1回ピアカウンセリングを実施しました。今後市内の資源を確認し、情報提供を行う等、当事者支援の体制を厚くする必要があります。	A	ペアレントメンター事業を継続的に実施しました。少人数で実施したことで、ペアレントメンターが家族からの話をゆっくりと聞くことができました。地域活動支援センターにおいて、ピアカウンセリングを実施しました。	・市内の資源に関する情報提供を行う等、当事者支援の体制を厚くする必要があります。
1-(1)-4	民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言などを行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	民生委員協議会の地区別定例会などを通じて、市の各部署、社会福祉協議会、保健所など関係機関からの情報提供を行い、民生委員児童委員の活動に対する支援を行っています。	A	・地区定例会時に民生・児童委員同士での情報共有の場を多く持ち、民生・児童委員が市民から得た情報を適切に関係機関等に情報共有できるように図っていた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、民生・児童委員活動の質の向上達成する必要があるため、対面での開催が難しい場合は、適宜オンライン開催・書面開催に変更して実施をしました。	令和4年11月30日付で、38人退任し、令和4年12月1日付で、新たな民生・児童委員が21人委嘱され、4月にも7人委嘱されたことから、今後より地域の実情を把握するために、関係機関との会議に積極的に参加することが求められます。 また、欠員が9人いることから、随時民生委員候補者を発掘してもらおうよう、民生委員推薦会委員への共有を図ります。
1-(2)-1	レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所(短期入所等)の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、検討します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	地域生活支援拠点事業が正式に稼働し、拠点の短期入所の利用が広がっています。	A	地域生活支援拠点事業として、短期入所先の確保ができたことで、レスパイトや緊急時対応が可能となり、支援体制に厚みが増してきました。	今後、利用件数が増加した際にどの案件を優先させるか判断せざるを得ない状況が生じた際に適切な対応ができるようにする必要があります。
1-(2)-2	難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、平成29年度に実施したアンケート調査においては、難病患者を対象としたアンケート調査も行い、福祉サービス等のニーズの把握に努めました。今後も同様に、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行います。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	介護保険制度の上乗せ相談に対しては、適切なサービス支給ができるよう検討しました。引き続き、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行った。	A	介護保険制度の上乗せ相談に対しては、適切なサービス支給ができるよう検討しました。引き続き、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行います。	
1-(2)-3	高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備については引き続き検討を進めます。	障害福祉課	「○」	「△」	「△」	「△」	コロナ禍につき、普及啓発事業のオンライン開催の他、書面での運営委員会への参加を通じて支援体制の検討を行いました。	A	コロナ禍においても、感染対策を行いながら、書面・オンラインや対面により引き続き、事例検討や普及啓発事業への参加を通じて支援体制の検討を行うことができました。	・5月8日以降、5類への変更に伴い、コロナ前と同様に会場で開催することとなるため、感染対策を適切に講じる必要があります。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えほっこ」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	児童発達支援センターひいらぎでは、児童発達支援事業や地域支援・フォローグループ、個別の専門療育など、個別のニーズに応じた支援を提供しています。 ひいらぎにつながる、ひいらぎからつなげる、また、並行して支援を行うなど、保健係、幼稚園・保育園、教育、障害福祉、福祉サービス事業所等、個別のニーズに応じた機関と連携し、切れ目ない支援を行いました。	B	令和4年度より、こどもの発達センターひいらぎは児童発達支援センターとなり、早期発見、早期支援の充実のための中核的な機関として位置づけがされました。切れ目のない支援を行うための連携体制が強化されました。相談件数の増加により、ひいらぎだけの支援にとどまらない、他機関との連携を伴う支援を行うケースが増えました。	児童発達支援センターひいらぎは、18歳まで相談を受けることとなり、学齢児に対する支援の在り方や他機関へのつなぎについての課題があります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	障害福祉課	「-」	「-」	「-」	「-」	児童発達支援センターひいらぎに通所する児童の保護者を対象に就学後の障害児通所支援のサービスの内容や利用できる地域生活支援事業等についての説明を行った。また、特別支援学校高等部の生徒・保護者を対象に卒業後の障害福祉サービスや地域生活支援事業等についての説明を行いました。	A	児童発達支援センターひいらぎや特別支援学校高等部と連携し、保護者等に対して利用できる障害福祉サービス等の説明を実施しました。	就学開始時期・高等部卒業時期等、関係機関が変わる時期に適切な情報提供を実施する必要があります。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	幼児教育・保育課	「○」	「○」	「○」	「○」	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センターと連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めています。	A	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センターと連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めていました。	
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	教育支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和4年度も引き続き要保護児童対策地域協議会の発達支援部会に参加し、次年度小学校への入学児童に関する支援状況等について関係部署と情報共有を行いました。 こどもの発達センター・ひいらぎの5歳児フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について具体的に説明し、切れ目ない支援の提供を目指しました。	A	要保護児童対策地域協議会委の発達支援部会に参加することにより、未就学児の情報就学後の支援にスムーズに繋がられるよう、切れ目ない支援の情報共有を図れたことは評価できるポイントであります。	要保護児童対策地域協議会の枠組みの中では、法律上の情報共有が認められているが、要保護児童対策地域協議会ではない未就学児等についての情報共有に関しては保護者の同意が必要であり、いかに情報共有し切れ目ない支援につなげるかが課題であります。
1-(2)-5	障害のある人の家族に対する支援	障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、包括的相談支援体制の構築、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた障害のある人の家族に対する支援を継続します。	障害福祉課	「-」	「○」	「○」	「○」	令和3年度は地域生活支援拠点整備作業部会を5回開催し、専門的人材育成等の機能の検討を行いました。緊急保護事業と自立生活体験事業の実施が開始されました。	A	障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業を実施しました。	登録にあたっての養護者の高齢化や理解が進まないケース、複雑なケースが増加しています。
1-(2)-6	地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受入や、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	社会福祉実習の受入に協力し、講義等を行いました。	A	社会福祉士資格取得のための社会福祉実習を受け入れることで、福祉人材の育成に貢献できました。 ＜受入人数＞ 令和元年度5名、令和2年度3名、令和3年度3名、令和4年度4名	実習の実施にあたっては実習指導者を配置する必要があります。実習指導者は社会福祉士資格を有する、指導者講習を修了している等の要件があり、担い手の確保が必要となります。
1-(2)-7	専門的人材の育成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和3年度に相談支援部会を3回実施しました。事例検討を行い、地域課題の抽出や個別支援で相談員が抱える困難感について共有し検討しました。	B	コロナ禍以前は、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」の多目的室はじめ多くの施設を利用し、講演会、研究会、学習会等を開催することで人材の育成及び情報提供を行いました。	コロナ禍により、施設利用の制限の影響を受け、人材の育成や情報提供の機会が減少しました。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価				令和元年度～令和4年度の評価			
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度 の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(2)-7	専門的人材の育成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	生活福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	東京都の専門研修、精神保健に関する研修を活用して職員の育成に努めました。	A	研修を活用し必要な人材の育成に努めています。	該当する研修は積極的に参加を促しているが、参加できない場合があります。
1-(2)-8	民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	事業所連絡会を開催し、情報共有を行いました。	B	事業所連絡会を開催し、情報共有を行いました。	コロナ禍の影響により、事業所同士の交流の場が減ってしまいました。
1-(2)-9	サービス事業所に対する第三者評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業所に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。 そこで、東京都と協力し、適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等を行い、サービス事業所が第三者評価の制度を積極的に活用できるよう支援します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	事業所連絡会を通じて、周知を実施しました。	B	事業所連絡会を通じて、周知を実施しました。	コロナ禍の影響により、事業所同士の交流の場が減ってしまいました。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	地域自立支援協議会、相談支援部会及び計画策定部会において、培ったネットワークを活用して、関係機関が連携しながら支援を実施しました。	B	地域自立支援協議会、相談支援部会及び計画策定部会において、培ったネットワークを活用して、関係機関が連携しながら支援を実施しました。	コロナ禍の影響により、事業所同士の交流の場が減ってしまいました。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	子育て支援課	「△」	「△」	「△」	「△」	地域自立支援協議会には属していませんが、各手当や制度の申請・届出、またひとり親家庭の相談などを通じて庁内ネットワークを利用して、関係部署と連携した支援に努めています。	A	各手当や制度の申請・届出、またひとり親家庭の相談などを通じて庁内ネットワークを利用して、関係部署と連携した支援に努めています。	なし
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	協働コミュニティ課	「○」	「○」	「○」	「○」	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会、女性支援連絡調整会議に障害担当課からも参加してもらっています。個別の支援では必要な支援機関が連携をとりながら支援を実施しています。	B	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議、女性支援連絡調整会議には障害福祉課から参加してもらい連携をはかっています。	なし

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の実績状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	学務課(教育指導課)	「-」	「-」	「-」	「△」	未就学児の小学校就学に際して活用している「就学支援シート」の充実を始めとして、切れ目ない支援に向けて必要なニーズや配慮していくべきことが何かについて、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら関係部署と連携し進めていった。(教育指導課記載)	B	-	-
1-(2)-11	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和2年度に策定した第6期西東京市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、令和元年度に作成した調査報告書をもとに、サービスの見込み量を推計しました。	B	令和2年度に策定した第6期西東京市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、令和元年度に作成した調査報告書をもとに、サービスの見込み量を推計しました。	
1-(2)-11	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	高齢者支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	福祉会館、老人福祉センターにおいて、各種講座を開催したほか、フレイル予防事業、介護予防事業を実施しました。 また、高齢者がスポーツに取り組む場として、福祉会館の館庭やゲートボール場を提供し、高齢者の自発的な運動に寄与しました。	A	加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図り、自発的かつ恒常的な活動に寄与しています。	施設の老朽化による安全性への懸念 フレイル予防事業、介護予防事業の進展により自発的な運動につながる高齢者の増に対し、利用できる施設のキャパオーバーが課題となっていきます。
1-(2)-12	若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズの把握に努め、それぞれに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を行い、生活介護事業所(1か所)が市内に設立されました。	A	民間法人による生活介護事業所(1か所)が市内に設立されました。	
1-(2)-13	ほっとするまちネットワークシステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーター(※)を調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)」を発展的に充実させ、地域の方で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	各圏域に2名ずつ地域福祉コーディネーターを配置し、地域課題解決に向け対応しました。また、重層的支援体制事業を行いました。 ・他者と話す機会がない人に電話で話す機会を提供する「電話で話そう20分」という地域活動の立ち上げを支援しました。	A	・各圏域に2名ずつ地域福祉コーディネーターが配置されたことにより、相談件数が増加しました。 ・市民からの相談を基に、「電話で話そう20分」という地域活動の立ち上げを支援しました。	・重層的支援体制整備事業との業務のすみ分けをしながら、継続的に行っていく必要があります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(2)-14	地域で活動している組織や団体への支援の充実	協働のまちづくりをより一層推進するために、NPO等市民活動団体向けの講座の開催や、NPO市民フェスティバルや「ゆめこらぼ通信」、ゆめこらぼホームページなどの様々な手法を使ったNPO等市民活動団体の活動のPRを行い、地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。	協働コミュニティ課	「○」	「○」	「○」	「○」	○市民協働推進センターゆめこらぼ ・NPO市民フェスティバルの開催…商業施設と連携し、市民活動団体のパネル展を開催、そのほかオリジナル動画などオンラインと組み合わせ実施。 ・ゆめこらぼ通信の発行(4回)…市民活動団体等の活動の状況を紹介。 ・イベント情報や地域活動支援に資する情報等の発行(12回)…市内団体が開催するイベント一覧を作成しました。 ・ゆめこらぼホームページ…SNSと連動させながら、団体の情報等を広く発信。 ・NPO等パワーアップ講座、団体交流会、まちづくり円卓会議の実施 ○NPO等企画提案事業 6団体が協働事業実施	B	市民協働推進センターゆめこらぼを活用し、コロナ禍にあっても、オンライン支援を行うなど、NPO等市民活動団体の課題に寄り添った支援を行うことができました。 情報発信についても、ゆめこらぼ通信や毎月のイベント情報、団体紹介冊子などの紙による情報提供に加えて、HPやSNSも活用し、幅広い媒体での情報発信に努めました。 パワーアップ講座や団体交流会などによる支援に加えて、日々の相談活動、NPO等企画提案事業を活用し、市民活動団体同士の協働、市との協働など幅広い支援を行いました。	市民活動団体の高齢化などによる担い手不足、コロナ禍における活動の低下について、即効性のある有効な対策が見出せません。 各種事業や広報についても、これまでの関係団体等には届いていますが、市民活動にあまり興味のない層や若い世代への広がりが課題です。 いかに、NPO等市民活動に若い世代を取り込むか、活動を持続可能なものにしていくかが課題です。
1-(2)-15	地域資源の活用	障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、地域資源を活用しながら、解決に向けた取組を推進します。また、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など幅広い公共施設の活用を視野に入れ、関係部局との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。 更に、東京都が運営する福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の広報活動に努め、地域の福祉人材の確保を図ります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	民間事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため、事業所間連絡会において事業所間の情報共有や意見交換を行い、地域資源活用の拡大を図りました。	B	民間事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため、事業所間連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行いました。 東京都が運営する福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」を利用することで、「ふくむすび」を認知度を向上させることができました。	コロナ禍の影響を受け、情報共有や意見交換の機会が減少しました。
1-(2)-16	ヘルプカードの活用	援助を必要とする人が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」の配付を実施します。また、障害者サポーター養成講座の開催に加え、市内の団体、学校等への普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人をサポートする体制の検討を行います。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、障害者サポーター養成講座を実施するとともに市内中学校においても講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となくなりました。	A	障害者サポーター養成講座を実施しました。 さらに市内中学校においても講座を実施することができました。	普及啓発活動の対象について、検討します。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。  子育て関係機関向けに公開講座を実施したり、園訪問等で園職員の相談に対応したりすることで、園での気づきや対応力を促すための支援を行った。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和4年度より開設された児童発達支援センターは、関係機関が連携して、発達支援を行うための中核的機能を担うことが、児童発達支援センター機能の導入に向けた連携会議体において周知されました。 令和4年度は、「きづき、つなぐ、のぼす」視点で分科会を実施し、支援機関がつながりあって発達支援を実施する上での課題を出し合い検討をしました。子育て関係機関との連携体制は強化されてきており、きづきによる紹介からひいらぎの相談につながるケースは増加しています。 相談後、すぐに案内できる「フォローグループ」を開設し、早期に直接支援を実施しました。	A	令和4年度より、こどもの発達センターひいらぎは児童発達支援センターとなり、早期発見、早期支援の充実のための中核的な位置づけがされ、切れ目のない支援を行うための連携体制が強化されました。  新規事業として実施したフォローグループは、相談後の療育の場として広くご利用いただいています。フォローグループでの体験から早期療育へつないでいます。	学齢児に対する支援の在り方や他機関へのつなぎ、連携についての課題を感じています。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	障害福祉課	「△」	「△」	「△」	「△」	ひいらぎと連携しながら、児童発達支援へのつなぎをケース対応等で行いました。その他関係機関の連携を仕組みとして強化する取り組みについて引き続き検討していきます。	A	児童発達支援センターひいらぎと連携しながら、児童発達支援へのつなぎをケース対応等で行いました。ひいらぎが実施する関係機関の連携会議や児童発達支援事業者連絡に参加し、情報・意見交換を実施しました。	ライフステージの変化に伴うサービスへの切り替えや変更の際には利用者に対して丁寧に説明をして手続きを促す必要があります。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	幼児教育・保育課	「○」	「○」	「○」	「○」	療育病院の心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関と連携に努めています。	A	療育病院の心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関と連携に努めました。	
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	教育支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	こどもの発達センター・ひいらぎの5歳児フォローアップグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について具体的に説明し、切れ目のない支援の提供を目指しました。市立保育園への派遣では主に保育士の先生方からの相談に応じ、支援が必要な場合は、教育相談センターでの相談を勧めました。	A	5歳児フォローアップグループの保護者会で、小学校入学後の支援等について、具体的に説明し、切れ目のない支援の情報提供を行うことができました。また、市立保育園への派遣でも、気になる園児の件について、教育相談センターへの相談を勧めるなど、積極的な取組を行うことができました。	子どもへの支援や相談を勧めても、支援に繋がらない保護者への対応と子どもへの支援が課題です。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和3年度にペアレントメンター事業を3回実施しました。少人数での実施で、ペアレントメンターが家族からの話をゆつくりと話を聞くことができました。また月1回ピアカウンセリング(先輩ママとお話する会)を実施しました。今後市内の資源を確認し、情報提供を行う等、当事者支援の体制を厚くする必要があります。令和3年より重症心身障害児等在宅レスパイト事業を実施しました。	A	少人数でペアレントメンター事業を実施し、ペアレントメンターと家族がゆつくりと相談をすることができました。また、個別相談としてピアカウンセリング(先輩ママとお話する会)を実施することができました。また、重症心身障害児等在宅レスパイト事業の実施により、支援体制に厚みが増しました。	市内の資源を確認し、情報提供を行う等、当事者支援の体制を厚くする必要があります。



施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価				令和元年度～令和4年度の評価			
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。 このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	発達支援係では相談や専門療育、児童発達支援の場面において保護者に障害理解の促しやメンタルケアなど家族支援を行いました。  関係機関向けには、専門職や有識者等による講座を実施し、支援のノウハウや障害理解を促す取組を行いました。会場をひいらぎ以外の場所にし、アウトリーチして実施した講座もありました。  ペアレントトレーニングエッセンス講座、また、ペアレントメンターによる講座を市民向けに行いました。 ひいらぎ利用の保護者に向けて、ペアレントトレーニング、ペアレントメンターによるお話会の実施、また、障害福祉課で行うペアレントメンターの事業、親の会で行うピアカウンセリング等の利用を勧めました。	B	市内の子育て中の保護者を対象に、発達理解に関する講座を実施したことで、発達の相談に関するハードルを下げることができました。また、児童発達支援センターの広い周知となり、早期相談へつながりました。 ペアレントメンター事業の活用では、多くの保護者から共感や参考になったとの声があり、好評でした。	児童発達支援センターひいらぎ利用児童以外への啓発や、保護者支援の充実の必要性を感じます。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。 このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	教育支援課	「△」	「○」	「○」	「○」	教育相談センターでは、障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行いました。	A	障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要があれば、関係機関と連携し、支援を行うことができました。	子どもへの支援や相談を勧めても、支援に繋がらない保護者への対応とその子どもへの支援は課題であります。
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	子ども家庭支援センター	「○」	「○」	「○」	「○」	要支援児童等への関係機関との情報共有と役割分担の明確化のため、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を94回実施しました。 要保護児童対策地域協議会の一環として市内の幼稚園、保育園等176ヶ所を巡回訪問し、気になるケースの情報共有と支援が必要な場合は適切なサービスに繋がられるよう対応しました。	A	要保護児童対策地域協議会でのケース検討会議や巡回訪問にて、関係機関と連携し、支援が必要な児童に対し、早期の相談や適切なサービスにつなげられるよう対応しました。	支援が必要な状況にあっても、対象の家庭や児童が支援を望まない場合、早期の相談や適切なサービスにつなげることが難しい。 家庭及び児童と繋がることができる関係機関と情報連携を行いながら、信頼関係を構築していくことが必要であります。
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	児童発達支援センターひいらぎでは、療育上の支援が必要な乳幼児に対して、子育て機関の要請を受けて巡回等で相談に応じています。また、健康課保健係、子ども家庭支援センターとの連携を密に行い適切な支援につなげるよう、連携して対応に努めました。 ケースの状況により、児童のひいらぎの児童発達支援事業での緊急的な受け入れ、保護者支援、園への直接・間接支援等を行い、適切な支援の提供に努めました。	B	並行通園や巡回相談の実績から、幼稚園・保育園の、発達支援についてはひいらぎへの紹介や対応への相談などが、年々増加しています。 こどもの発達センターひいらぎの児童発達支援センター化に向けた連携会議体において、連携して発達支援を行う意識の強化はなされました。	地域子育て支援センター、児童館・児童センター、新規開設の保育所等との連携の強化の必要性を感じます。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	幼児教育・保育課	「○」	「○」	「○」	「○」	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センター等と連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めています。	A	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センター等と連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めました。	民間療育機関を利用する児童の療育の状況について、当該民間機関との連携には、やや課題を感じています。
1-(3)-4	療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っていきます。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	ひいらぎでは令和4年度中に443件の新規相談に応じ、園からの要請による巡回訪問はのべ98件行いました。年長児または学齢時の相談については、教育相談センターにつなぐケースも多くなりました。フォローグループの年長クラスには教育支援課のご協力をいただき、教育と連携してニーズに応じた支援を行いました。	B	センターの取組みとして、0～18歳の相談を受ける枠を広げたことにより、相談の件数は増加しました。「教育相談センター」との連携は長くあり、その関係から、ご協力いただいたフォローグループの年長クラスは、保護者にとっての就学後の安心につながりました。	年度後半にフォローグループの利用希望が多くみられ、特に、年長児童については教育部門へのつなぎに急を要するケースが多くなりました。
1-(3)-4	療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っていきます。	教育支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和4年度も引き続き教育相談センターにおいて、就学前から高校生年齢までの子どもやその保護者に対して、カウンセリングや心理療法を行うことができることを、パンフレットや市報で周知しました。	A	就学前から高校生年齢までの子どもやその保護者に対して、カウンセリングや心理療法を行うことができることを、様々な広報を通じて周知することができました。	教育相談センターに関する情報発信や相談窓口の周知方法については、より工夫が必要です。
1-(3)-5	幼稚園・保育園の入園に対する支援	「こどもの発達センター・ひいらぎ」を利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園に関する相談や情報提供を行っています。また、「ひいらぎ」では独自の支援として、幼稚園、保育園への訪問を積極的に行い、施設での療育指導等にも努めています。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	幼稚園・保育園への入園については、個別の相談や情報提供を行っています。入園前には直接支援を実施し、本児、保護者への支援を実施しています。入園後は巡回訪問により、園の相談に応じ、園職員の支援を行いました。特に困難な児童の状況がある場合に、園への適応のための支援として、保育所等訪問支援事業を実施しました。	B	保育園や幼稚園の入園相談や面接時に、発達相談をご紹介いただくケースが増え、早期の相談、療育開始につながっています。	
1-(3)-6	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども、保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	教育支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	ことばの発達に心配のある子どもと保護者に対して言語訓練・相談を行いました。原因を見極め適切な支援を受けられるよう指導・助言等を行いました。	A	ことばの発達に心配のある子どもと保護者に対して、言語訓練・相談を行うことができました。また、原因を見極め適切な支援を受けられるように指導や助言等を行うことができました。	ことばの相談に関する周知方法については、より工夫が必要です。
1-(3)-6	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども、保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和4年度は、言語聴覚士の回数を増やし、多くの言語相談を実施しました。新規のことばの相談266件、言語検査・指導はのべ736人の利用がありました。	B	言語指導のニーズは高く、言語聴覚士の回数を段階的に増やし、多くの言語相談に対応しました。回数増のみならず、検査の種類を増やし、ニーズに対する検査・指導の幅が広がりました。	新規相談のご案内までの日数の短縮ははかられたが、継続指導の回数の頻度増加には対応できていません。
1-(3)-7	中等度難聴児発達支援事業の実施	身体障害者手帳(※)の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施してまいります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施しました。	A	中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施しました。	制度の周知方法や媒体について検討します。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(3)-8	こどもの発達センター・ひいらぎ事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、児童福祉法に基づく児童発達支援事業のほか、独自の療育事業や外来療育等を実施しています(1-(3)-4再掲)。また、医療的にケアが必要な児童の療育を実施しています。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和4年度、児童発達支援センターひいらぎの児童発達支援事業の枠を広げ、定員98名から114名としました。また、相談から間を開けずに療育を体験できる場として地域支援のフォローのグループを新設し、多くのフォローを行いました。医療的配慮の必要な児童は、主治医からの指示、及び囁託医の診察を経て、看護師を配置し、親子・単独での通所支援を行いました。	B	利用児童の課題に合った療育を提供できるように数種類の児童発達支援事業のグループを実施しています。  受給者証不要の個別・集団療育を実施しています。	児童発達支援事業での受け入れは、特に幼児期の利用人数が多く、年度開始当初から定員となっています。年度途中でのご相談来所者の定期的な療育の場へのつなぎについては、市内事業所の空き状況や本人の課題等により迅速ではないことが見受けられます。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育企画課	「○」	「○」	「○」	「○」	障害に応じた特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした、特別支援学級の運営に関する事務を実施しています。	A	対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現するため、令和4年度からひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設しました。	引き続き特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図るとともに関係各課と連携していきます。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	学務課	「○」	「○」	「○」	「—」	特になし	A	令和4年度の中学校特別支援学級(ひばりが丘中学校)新設に向け、中学校特別支援学級通学区域検討懇談会において新たな通学区域を検討し、変更を行うとともに、新たな学級の開設準備に当たっては特別支援学級設置校の教員等の意見を取り入れ、備品・消耗品等を整備しました。	特別支援教室の全校設置や通常の学級における35人学級編成への移行に伴い、必要教室数が増加しているため、特別支援学級等の開設にあたっては、市内における配置バランスの他、転用可能教室の将来的な需要など、総合的な検討が必要となります。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育指導課	「○」	「○」	「○」	「○」	学務課と連携し必要備品の調査や現地確認等行いながら準備を進め、予定通り令和4年度にひばりが丘中学校に中学校特別支援学級の新規開設がなされました。	A	市内でのバランスなどを総合的に考慮した中で打ち出されたひばりが丘中学校での特別支援学級の開設について、学務課と連携しながら予定通り進めることが出来たため「A」と考える。	特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方については今後とも市内全域で小中学校共に整理し、市内でのバランスなどを総合的に考えていく視点が必要。
1-(3)-10	特性に応じた教育課程と教育内容の充実	特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に資する指導・助言及び教員研修を実施します。	教育指導課	「○」	「○」	「○」	「○」	授業研究に係る内容の研修会を特別支援学級、特別支援教室、言語通級指導学級それぞれで複数回ずつ開催し、指導内容の具体的なケースを挙げる等しながら、実践的な知識や技能の向上に向けて取り組みました。	A	授業研究やケース事例に基づいた研修会を予定通り実施することが出来たため特別支援学級、特別支援教室、言語通級指導学級それぞれで開催しました。実践的な知識や技能について研修を行えたため「A」とします。	当該年度にこの状況に合わせた適時的確な研修内容のテーマ設定や、東京都立特別支援学校からコーディネーターをお招きしての研修を継続して出来るよう管課として調整を図っていくことです。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	教育支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	保護者や子どもたちが安心して相談できる場所として、教育相談センターにおいて、臨床心理士による教育相談を実施しました。また、保育園や学校に臨床心理士を派遣し、保育士や教員が幼児児童生徒や保護者との関わり方等について助言しました。市立小中学校にはスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が相談しやすい体制を整えています。	A	保護者や子どもたちが安心して相談できる場所として、教育相談センターにおいて、臨床心理士による教育相談を実施することができました。また、保育園や学校に臨床心理士を派遣し、保育士や教員に対して、幼児児童生徒や保護者との関わり方等について助言を行うことができました。また、市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が相談しやすい体制を整えることができました。	教育相談センターにおける相談の質の向上は、継続的に取り組むべき課題であります。一人ひとりの子どもの多様な問題に対応するために、スクールソーシャルワーカーによる学校支援はより充実すべき課題です。
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	教育指導課	「○」	「△」	「○」	「○」	教育支援コーディネーター連絡会を複数回実施し校内委員会、教育支援のあり方や教育支援システムの活用について研修を行いました。また専門家派遣等も実施しながら校内での支援体制の検討に際し定期的に助言を行いました。	A	教育支援コーディネーター連絡会を年5回実施し、うち教育指導課としては校内委員会、教育支援のあり方や教育支援システムの活用について研修を行ったことや、教育支援アドバイザーが校内で校内委員会の助言を行うなど、的確に実施できたと考えます。	施策名「子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制」とその内容が現状では教育支援課が担当しています。教育指導課としての取組状況を記載したが、この項目に教育指導課として掲げたものが何かを再考する必要があるとします。
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	学務課	「○」	「○」	「○」	「○」	子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等により丁寧に就学相談を実施しました。	A	専門的な知識を有する相談員等により、子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、丁寧に就学相談を実施しました。	就学相談件数が年々増加し、就学相談員の業務量が増えています。丁寧な相談を継続していくためにも、相談体制の見直しや業務の効率化を図りつつ実施していく必要があります。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用を促すよう周知してまいります。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	こどもの発達センター・ひいらぎの5歳児フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について具体的に説明し、切れ目のない支援の提供を目指しました。市立保育園へ年3回程度、臨床心理士を派遣し、行動観察の上、保育士の先生方や、保護者に対して、子どもの理解や関わり方についてなどの助言を行いました。	A	こどもの発達センター・ひいらぎの5歳児フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について具体的に説明し、切れ目のない支援の提供を目指ことができました。また、市立保育園へ年3回程度、臨床心理士を派遣し、行動観察の上、保育士の先生方や、保護者に対して、子どもの理解や関わり方についてなどの助言を行うことができました。	要保護児童対策地域協議会の枠組みの中では、法律上の情報共有が認められているが、要保護児童対策地域協議会ではない未就学児等についての情報共有に関しては保護者の同意が必要であり、いかに情報共有し切れ目のない支援につなげるかが課題です。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	学務課	「○」	「○」	「○」	「○」	こどもの発達センターひいらぎの保護者会に就学相談等について説明を行いました。	A	こどもの発達センターひいらぎの保護者会に就学相談等について説明を行い、具体的な内容や申し込み方法等を伝えました。	特別支援教室、通級指導学級(ことばの教室)、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの特徴や入室・入級に関する申し込み方法等について、より分かりやすく伝えられるよう、工夫していく必要があります。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育指導課	「○」	「○」	「○」	「○」	幼稚園・保育園・こどもの発達センターひいらぎを通して就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについて保護者に積極的に活用してもらえるよう、周知を図りました。ひいらぎでは特別支援学級見学会も開催し、小学校入学前後の支援の継続に向けて連携を進めました。	A	幼稚園・保育園・こどもの発達センターひいらぎ等就学前関係機関に就学支援シートについて丁寧に説明し、理解と協力を得てシートの作成と就学先小学校への提出を行うことが出来た。着実に進められたため評価「A」とします。	「就学支援シート」については、発達に課題があったり支援を必要とする保護者のニーズを、一定の仕組みに基づいて就学先の学校に明確に伝える手段として今後も続けていきます。保育園や幼稚園が作成する要録とのバランスを図りながら、またシートの様式についてもより良い形を考察していくことが課題であると捉えています。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	児童発達支援センターひいらぎでは、保護者支援として、利用児童の保護者を対象に学務課の協力による就学相談説明会を実施しました。また、特別支援学級、教室の説明会を各学校の協力を得て実施しました。年長児童の多くが、就学支援シートを活用し、学校教育へつなげることができました。	B	児童発達支援センターひいらぎでは就学支援シート62通作成し、就学先につなぎました。	
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	幼児教育・保育課	「△」	「△」	「△」	「○」	就学支援シートについては、関係課と連携し、市内幼稚園に配布に対する理解と協力を求めた。市内の幼稚園では、指導要録の提供のほか、小学校との情報交換等を行い、入学前の就学支援を行っているところもあります。	A	関係課と連携し保育要録の提供のほか、就学支援シートの配布及び保護者に積極的に活用してもらえるよう取り組みました。	
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	児童青少年課	「○」	「○」	「○」	「○」	学童入会申請に基づき、保育園・幼稚園での普段の生活の様子を見学させてもらい保育士から話しを聞いたり、障害による基本的な生活や身体的状況、社会性及び指導上留意すべき点を確認し、障害児アドバイザーから学童クラブでの生活が可能か意見をもらい、保育園・幼稚園から小学校生活へスムーズに移行できるよう情報を共有し連携を図っています。	A	学童入会申請に基づき、保育園・幼稚園での普段の生活の様子を見学させてもらい保育士から話しを聞いたり、障害による基本的な生活や身体的状況、社会性及び指導上留意すべき点を確認し、障害児アドバイザーから学童クラブでの生活が可能か意見をもらうことで、保育園・幼稚園から小学校生活へスムーズに移行できるよう情報を共有し連携を図ることができました。	障害児の増加や障害の多様化により、様々な障害を持った児童を学童クラブで受け入れるための準備をしなければならぬことです。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
1-(3)-13	介助員制度の実施	通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。	学務課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き介助員の配置を行いました。 (令和4年度実績:児童・生徒数27人、活動した介助員数37人)	B	介助員を配置することで、通常学級に在籍する児童生徒の学校生活の安定に繋げることができました。また、制度の見直しにより、配置区分を日数から時間数に変更したことで、より柔軟に介助員を配置することができるようになりました。	介助員の不足により介助員の配置決定時間を十分に活用できない場合があり、安定的に介助員を配置するための人材確保が課題であります。
1-(3)-14	障害児の放課後等の居場所の充実	事業所を運営する民間法人の誘致、既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。また、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受入等、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の充実を目指します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、医療的ケア児の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所を整備しました。	A	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、医療的ケア児の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所を整備しました。	事業所数の確保と同時に、質の確保に努める必要があります。
2-(1)-1	就労援助事業の実施	「障害者就労支援センター「一歩」」において、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、障害福祉サービス事業所を対象とした事業所連絡会の開催や、地域の関係機関との連携を推進し、地域全体の就労支援ネットワーク構築を目指します。今後も事業所連絡会の実施等により、各事業所の現状把握に努めた上で、地域全体の支援体制や連携体制の在り方の検討を継続します。また、引き続き、事業所の誘致に取り組みます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行いました。障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めました。	A	障害者就労支援センター「一歩」に支援コーディネーターを配置したことで、就労面と生活面の一体的な支援が受けられている。市内の特例子会社と包括連携協定に関する覚書を締結し、就労支援の連携体制を構築しました。	・関連する事業所等との連絡調整会議の開催等により、地域全体での支援体制や連携体制の在り方の検討を継続する必要があります。
2-(1)-2	就労機会の拡大	特別支援学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつけられるよう、障害者雇用に努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、障害者就労支援センターの職員が特別支援学校運営会議及びハローワーク連絡会議に参加するとともに、障害者就労支援セミナーを開催し、ハローワーク職員を講師として招き情報交換等を行い、雇用促進を図りました。	A	障害者就労支援センター職員による障害者就労支援セミナーの開催や、ハローワーク職員を講師として招き情報交換等を行い、雇用促進を図りました。市内の特例子会社と包括連携協定に関する覚書を締結し、就労支援の連携体制を構築しました。	継続的に実施していく必要があります。
2-(1)-3	市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	障害者雇用にかかわる市内事業者に対して、トライアル雇用や職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行ってまいります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、障害者就労支援センターで、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を実施しました。	A	引き続き、障害者就労支援センターで、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援の実施ができました。市内の特例子会社と包括連携協定に関する覚書を締結し、就労支援の連携体制を構築しました。	・継続的に実施していく必要があります。
2-(1)-4	市における雇用拡大	市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。	職員課	「△」	「△」	「△」	「△」	障害者枠での職員募集を実施しました。	B	障害者雇用率を達成するために、障害者枠の採用試験を実施することは必要であると考えます。	特になし

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
2-(1)-5	障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討	障害の特性に合わせた多様な雇用パターンへの拡大に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	個別に市内の事業所を訪問し、ヒアリングを実施するとともに就労支援セミナーの参加事業者に対してもアンケート等を行いました。 地域開拓コーディネーターによる職場開拓を実施しました。	A	個別に市内の事業所を訪問し、ヒアリングを実施するとともに就労支援セミナーの参加事業者に対してもアンケート等を行ったことや、地域開拓コーディネーターによる職場開拓を実施できました。 市内の特例子会社と包括連携協定に関する覚書を締結し、就労支援の連携体制を構築しました。	アンケート結果に伴う施策等への活用
2-(1)-6	授産製品の販路拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参加機会の拡大、充実を図ります。また、販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	障害者週間イベントとしてアスタを会場に、障害者団体・事業所の紹介、販売会を実施しました。	A	障害者週間イベントとしてアスタを会場に、障害者団体・事業所の紹介、販売会を実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大の際に、イベントの場が少なくなりました。
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入(調達)の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入を実施する。また、市が締結する契約においては障害福祉サービス事業所との随意契約を認めています。	B	引き続き、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入を実施します。また、市が締結する契約においては障害福祉サービス事業所との随意契約を認めています。	受注可能業務の周知方法を検討する余地があります。
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入(調達)の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	契約課	「○」	「○」	「○」	「○」	当該事業所等との随意契約を認めています。	A	施策内容に対して目的を達成できています。	
2-(1)-8	就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	障害者総合支援センター、田無庁舎、向台学童クラブ、南町スポーツ・文化交流センターの清掃作業を特別支援学校の生徒の作業実習として受け入れました。	A	障害者総合支援センター、田無庁舎、向台学童クラブ、南町スポーツ・文化交流センターの清掃作業を特別支援学校の生徒の作業実習として受け入れました。	特になし
2-(1)-8	就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	職員課	「×」	「×」	「×」	「×」	大学と連携したインターンシップの受入は行っていますが、障害のある方の応募はありませんでした。	D	特になし	大学と連携したインターンシップの受入は行っていますが、障害のある方の応募はありませんでした。
2-(1)-9	就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致	現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課	「○」	「△」	「△」	「△」	事業所の新規参入、既存事業所の状況把握に努め、民間法人の誘致を進めました。	B	事業所の新規参入、既存事業所の状況把握に努め、民間法人の誘致を進めました。	民間法人の誘致については、すこしずつ効果が出ているものの、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の参入には結びつきませんでした。
2-(1)-10	市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課	「×」	「△」	「△」	「△」	市内市内にある就労継続支援B型事業所等へ共同受注に関する意向調査を行いました。 東京都の共同受注窓口(セルプセンター)に登録をし、情報収集を行いました。	B	東京都の共同受注窓口(セルプセンター)に登録をし、ワーキンググループに参加することで情報収集を行いました。	共同受注を行う上で必要になる、倉庫やトラックのを所有している事業所がない。事業所によって、受注可能業務に差があります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	社会教育課	「○」	「△」	「△」	「○」	関係各課において、「生涯学習推進指針」に基づき、生涯学習に係わる事業を実施しました。 また、地域生涯学習事業を地域団体に委託し、障害のある方々を含め、生涯学習の機会を提供しました。	B	工作教室やスポーツ教室、映画鑑賞などあらゆるジャンルの生涯学習事業を実施できました。	より多くの方々が生涯学習事業の参加を検討できるように、より広報活動を努めたいです。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	高齢者支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	生きがい推進事業においては、福祉会館、老人福祉センターで、各種講座を開催しました。 また、福祉会館、老人福祉センターは、高齢者クラブやサークル活動の場として利用していただいております。 また、福祉会館、老人福祉センターは、高齢者の生きがい活動の推進に寄与しました。	A	生きがい推進事業では、毎年度各種講座を福祉会館、老人福祉センターで実施しており、健康づくり、生きがいづくりの場として、多くの市民の方に参加していただいております。 また、福祉会館、老人福祉センターは、高齢者クラブやサークル活動の場として定着しており、高齢者の生きがいづくりに寄与しています。	参加者のニーズを取り入れて講座の内容を常に改善に取り組む必要があります。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	公民館	「○」	「○」	「○」	「○」	・「人形劇フェスタ in 西東京」子ども体験講座 図形に親しむ「親子で楽しむ講座 セミの羽化観察会」「あつまれ！みんなのけいおん講座」「乳幼児をもつ母親のための講座」「思春期の子ども向き合うための講座」「ライフデザイン講座」「高齢者対象講座」など、幼児から高齢者までを対象に、ライフステージに応じた課題や関心等を取り上げた多様な講座を実施しました。 ・障害のある人の社会参加を支援する障害者学級、子育て中の外国人女性を対象とした日本語講座、多文化共生講座、不登校やひきこもりを取り上げた当事者も参加できる講座等、社会的に孤立しがちな人を対象とした講座を実施しました。 ・令和3年度に引き続き、オンライン参加も可能な講座を実施し、市民が講座に参加しやすい環境を整えました。 ・継続的取り組みとして公民館登録団体一覧を作成するとともに、新たに個々のサークルから提出された紹介紙をつづつ「サークル紹介ファイル」を作成し、市民の学習相談に活用しました。	A	・子どもから高齢者まで幅広い世代に向け、それぞれのライフステージや生活環境に応じた、多様な講座を展開することができました。 ・オンライン参加可能な講座を実施し、普段利用の少ない20代から50代の参加者が多く(40名以上)集まって仕事や人生について意見交換することができました。	・団体情報の利用について、他課との連携やウェブの活用等の検討が必要と考えられます。



施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	文化振興課	「○」	「×」	「○」	「○」	障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しむとともに、共生社会の実現に向けた取組として、パラアート制作ワークショップ、パラアート展覧会・表彰式を実施しました。パラアート制作ワークショップでは、圏域内に在住・在学の中学生・高校生で障害のある方10名が参加しました。合作の作品を制作等することで、受講生同士の交流を生むことができました。また、展覧会では、ワークショップで制作した作品に加え、圏域内に在住・在勤・在学の障害のある方から絵画作品を募集し、展覧会を行いました。展覧会は圏域5市を順番に回って開催することで、600名以上の方が来場しました。	A	障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しむことができるよう、パラアート制作ワークショップ、パラアート展覧会・表彰式を実施しました。令和3・4年度については、パラアート展覧会・表彰式を障害者週間に合わせて実施し、障害福祉課と連携を図ることで、相乗効果をもたらすことができました。また、各事業の実施にあたり、周知方法について関係団体等への聞き取りや検討を行い効果的に周知を行うことで、幅広い市民へ生涯学習活動の機会を提供することができました。	障害福祉課だけでなく、複数の課と連携を図ることで相乗効果をより高めることができるため、障害福祉課等との連携や実施方法について検討する必要があります。また、パラアート制作ワークショップについては、受講生募集の倍率が1～1.3倍程度に留まっているため、周知方法について検討する必要があります。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	図書館	「○」	「×」	「×」	「×」	コロナ禍以前の毎年夏に児童向けに実施していた盲導犬ユーザーの方の講演会は講師の意向を鑑み、中止しました。	C	・令和元年度には盲導犬ユーザーの方の声を聴く講演が実施できました。 ・図書館では障害のある、なしに関わらず、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、学習する機会のきっかけをつくっています。	・盲導犬ユーザーの方の講演会は、コロナ禍で令和2年度以降実施が出来なくなってしまう、代替の講演会等を提案できませんでした。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	関係各課 (文化振興課)	「—」	「×」	「○」	「○」	障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しむとともに、共生社会の実現に向けた取組として、パラアート制作ワークショップ、パラアート展覧会・表彰式を実施しました。パラアート制作ワークショップでは、圏域内に在住・在学の中学生・高校生で障害のある方10名が参加しました。合作の作品を制作等することで、受講生同士の交流を生むことができました。また、展覧会では、ワークショップで制作した作品に加え、圏域内に在住・在勤・在学の障害のある方から絵画作品を募集し、展覧会を行いました。展覧会は圏域5市を順番に回って開催することで、600名以上の方が来場しました。	A	障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しむことができるよう、パラアート制作ワークショップ、パラアート展覧会・表彰式を実施しました。令和3・4年度については、パラアート展覧会・表彰式を障害者週間に合わせて実施し、障害福祉課と連携を図ることで、相乗効果をもたらすことができました。また、各事業の実施にあたり、周知方法について関係団体等への聞き取りや検討を行い効果的に周知を行うことで、幅広い市民へ生涯学習活動の機会を提供することができました。	障害福祉課だけでなく、複数の課と連携を図ることで相乗効果をより高めることができるため、障害福祉課等との連携や実施方法について検討する必要があります。また、パラアート制作ワークショップについては、受講生募集の倍率が1～1.3倍程度に留まっているため、周知方法について検討する必要があります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価				令和元年度～令和4年度の評価			
項番	施策名	内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度までの取組状況、課題、評価に対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
2-(2)-2	障害のある人のスポーツ機会の充実	障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組を推進するとともに、スポーツボランティアや障害者スポーツを支える人材の発掘・育成などに取り組んでいます。	スポーツ振興課	「○」	「○」	「○」	「○」	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、新しい生活様式を踏まえて、以下①～③の事業に取り組みました。各事業を通じて、障害者の社会参加を促進するとともに、市民の意識啓発、ボランティア等の人材育成につなげることができました。 ①障害者向けのスポーツ教室の実施(指定管理者、総合型地域スポーツクラブ) ②ポッチャやユニカール等が体験できるENJOYニューススポーツの実施(スポーツ推進委員) ③障害の有無に関わらず誰でも参加できる散歩事業の実施(総合型地域スポーツクラブ)	B	スポーツ推進委員内で、初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得している委員がおり、事業を実施するにあたり、その資格が活かされています。 ②については、令和元年度から令和4年度まで、東京都の補助金を活用することができました。	初級障がい者スポーツ指導員の資格をまだ持っていないスポーツ推進委員に対しては、講習の受講を進めているが、受講は無料であるものの、登録代やテキスト代の費用(実費)が発生することもあり、資格の取得が進んでいないのが現状
2-(2)-3	障害者スポーツ支援事業の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に努めるとともに、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック開催後も、継続した取組が進められるよう、障害のある人のスポーツの機会の充実に向けた検討を図っていきます。	障害福祉課	「○」	「△」	「△」	「△」	西東京市スポーツセンターにおいて、かわうそ水泳教室(障害者水泳教室)を年12回、スポーツ支援事業を年10回開催しました。 ひばり中学校にて夏季水泳教室を開催。 オリンピック・パラリンピック交流事業のポッチャを開催しました。	B	障害者とながりがり理解を得られるように、パラリンピック向けスポーツのすばらしさを伝えてきた。 また、オリンピック終了後もスポーツを通じて、つながりをもてるようにしています。	コロナ期間中、事業の実施ができなかったため、オンラインを通じてスポーツの楽しさを伝えられるようにします。
2-(2)-4	図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実	引き続き市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブック(※)の貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員による宅配サービスの拡充と、マルチメディアデザイナーの提供に取り組んでいきます。	図書館	「○」	「△」	「△」	「△」	・新型コロナウイルスによる音訳者への感染防止のため、市報等の「声の広報」類は縮小版にての提供となりました。音訳・点訳等の資料の作成・収集・貸出等充実を図りました。 ・マルチメディアデザイナーの提供・普及につなげるため、市内学校での事業展開を開始しました。 ・対面朗読は、感染対策をとりながら再開する館を増やしました。 ・宅配協力員と協力して、宅配サービスに取組みを行い、実施回数は増加しました。	B	・利用者のリクエストに応じ、音訳・点訳資料の作成や全国の図書館からの借用等によって希望の資料の提供できました。 ・対面朗読はコロナ禍で中止した時期もあつたが、時世に合わせて出来る範囲で再開し、サービスの提供に努めました。 ・図書館への来館が難しい方への宅配サービスは実施回数が増加傾向しており、需要の高いサービスへ取組むことができました。	・市報等の音訳はコロナ禍で省略版での作成となり、視覚障害の方への情報提供が十分にできたとはいえなかりました。状況を見ながら徐々に全ての情報を音訳し提供する予定です。 ・マルチメディアデザイナーは収集に努めてきたが、提供にはつなげられていません。今後、学校での事業やイベント等を計画しており、提供につなげられるようにしていくことが課題であります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価				令和元年度～令和4年度の評価			
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
2-(2)-5	公民館における 障害者学級の実施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級(くのみ学級、あめんぼ青年教室)を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館	「○」	「○」	「○」	「○」	障害のある人の社会参加のひとつの場として、柳沢公民館と田無公民館で、仲間と一緒に美術や音楽、運動等の活動を行う障害者学級「くのみ学級」を40回、「あめんぼ青年教室」を38回実施しました。	A	・コロナ禍であっても(コロナ禍だからこそ)、就労の場とは異なる社会参加の場を保障するために、感染対策を講じて、継続実施してきましたが、参加率も高く学級生にとって障害者学級はかけがえのない場であることがわかりました。家でも職場でもなく、もうひとつの居場所、サードプレイスとしての役割を果たすことができていると考えています。	・公民館の障害者学級は、一人で公民館に来ることができる障害のある人を対象としています。移動支援等の福祉サービスを利用することによって、学級活動に参加できる人がいることを考えると、市の障害福祉施策との連携を考える必要があります。 ・学級生の高齢化が進んでいますが、障害がある人の地域参加の機会を保障するために、高齢者福祉サービスへの移行をどのように進めていくかが課題です。 ・学級生の中には、意志の表現が苦手な人、コミュニケーションを取ることが難しい人もいます。学級活動は大変協力的なボランティアスタッフに支えられていますが、今後はボランティアスタッフと共に、そうしたメンバーの活動への参加のあり方について検討していきたいです。
2-(2)-6	ゲストティー チャーや講師と しての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課	「—」	「○」	「○」	「○」	市民対象の障害者サポーター養成講座及び市職員対象の障害者差別解消法職員研修において、障害のある人に講師となって日常生活での体験談を語っていただいた。	A	市民対象の障害者サポーター養成講座	新型コロナウイルス感染症拡大などの有る際のサポーター養成講座について検討する必要があります。
2-(2)-6	ゲストティー チャーや講師と しての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	社会教育課	「○」	「○」	「△」	「△」	市民の生涯学習を支援するため、障害のある、なしに関わらず、知識や技術等をお持ちの方の情報をホームページなどを活用して提供に努めました。	B	より幅広く、お持ちの知識や技術を活用できるように、生涯学習のジャンルを問わず多様な方々に講師としてご登録いただくよう努めました。	講師としての活用場面が限られており、すべての登録者に活用機会を提供できていません。
3-(1)-1	市報や各種イ ベントを通じた 広報・啓発活動 の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間(12月3日～9日)や「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売を実施しました。	A	障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売を実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大などの有る際のイベント等について検討する必要があります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(1)-2	障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どもから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課	「○」	「○」	「○」	「○」	総合的な学習の時間を中心に障害者理解について学習をしました。	A	予定した通り総合的な学習の時間を中心に障害者理解について学習が進められたため「A」とします。	毎年、的確なテーマ設定をしていくことです。
3-(1)-3	障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会の充実を図り、それぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	障害者週間にアスターセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売会を行いました。	A	障害者週間にアスターセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売会を行いました。	新型コロナ感染症拡大などの有るの際の事業所・団体の紹介・製作品の販売会を行いました。
3-(1)-4	障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。 ※令和元年10月12日(土)台風19号の接近のため中止 令和2年度以降はコロナ禍のため中止	障害福祉課	「—」	「—」	「—」	「△」	障害者総合支援センターにおいて「フレンドリーまつり」を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止せざるをえませんでした。	B	障害者総合支援センターでの「フレンドリーまつり」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止せざるをえませんでした。イングリッドと田無療養舎正面玄関前スロープを使用して、「障害者週間イベント」を開催しました。	施策名が「障害者総合支援センター」に限定されているため「障害者総合支援センター」以外の会場の交流事業が評価の対象としていませんでした。今回の評価では初めて別会場のイベントを記載しましたが、「障害者総合支援センター」以外の会場も含めれば交流イベントは毎年実施しています。
3-(1)-5	公民館事業を活用した障害者との交流の推進	柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級(くるみ学級、あめんぼ青年教室)を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。	公民館	「○」	「○」	「○」	「○」	・柳沢公民館主催「くるみ学級」は、令和3年度に引き続き「ヤギフェスvol.11 柳沢みんなの文化祭」の展示部門に参加。美術活動の中で制作した作品の展示を通して、市民にくるみ学級を知ってもらう機会となりました。また、令和3年度の「ヤギフェスvol.10 柳沢みんなの文化祭」に参加した市民団体の要望に応え、令和3年度のヤギフェスに展示した作品を当該市民団体主催の催しで展示しました。 ・田無公民館主催「あめんぼ青年教室」では通常活動のほか、田無公民館まつり、あめんぼフェスタ、一日ヒーロー体験会、SDGsロボフェスタ田無に参加し、手話歌、朗読、中国体操の発表を行いました。 ・柳沢公民館では、令和3年度に引き続き、障害の有無を問わず幅広い年代の市民がともに楽しみながら交流する「イスに座って！ やぎさわディスコ」を3回実施しました。(新型コロナウイルス感染症防止のため、1回中止) ・谷戸公民館では、令和3年度に引き続き、障害のある人、ない人が一緒に活動交流することを目的とした「インクルーシブな社会をめざす講座 ポッチャでなかつくり」を実施しました。前年度同様、講座終了後、自主サークルが発足した。親子を対象とした「インクルーシブな社会をめざす講座 親子講座 みんなで楽しくアート！」も実施しました。 ・保谷駅前公民館では、警女唄を聞く「地域講座 警女唄が聞こえる」を実施しました。	A	・令和2～4年度については、コロナ禍であったため、制約がありましたが、柳沢公民館のくるみ学級、田無公民館のあめんぼ青年教室では、公民館で活動する団体に講師を依頼することにより、学級生と市民との交流を行いました。 ・公民館では、平成30年度から障害のある人もない人もともに参加し、活動する事業に取り組んできました。4年間開催してきた柳沢公民館のディスコは、障害のある人だけでなく、高齢者にとっても地域の中の居場所の一つになっています。また、谷戸公民館は、障害者学級とは別の、障害のある人、ない人が一緒に活動するという形態の、障害のある人の社会教育活動の拠点館となることをめざして、令和2年度以降、インクルーシブな社会をめざす講座を実施してきました。本講座からは自主サークルが2つ発足しています。 ・まつりやイベントなど各種事業を通じて、障害の有無にかかわらず相互交流できる機会を多く設けることができました。 ・「地域講座 警女唄が聞こえる」は、視覚障害者の集団(旅芸人)が独特の文化を作り出し「芸」として受け継いできた警女という職業について、市民がその力強さと芸の奥深さを知る機会となり、参加者から大きな反響を得ることができました。	・障害のある人を囲い込むのではなく、障害のある人が、地域社会の一員として「あたりまえに」地域の人と交流する、開かれた場となるよう、障害者学級を運営していくことが課題である。 ・共生社会について考える学習機会の提供も必要です。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(1)-6	障害者虐待防止センター機能の充実	平成24年10月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・利用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及啓発を継続していきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	関係機関と連携したケース対応を行い、緊急時の受入れなどの課題について、地域生活支援拠点等の整備を通じて検討しました。また、虐待防止月間に合わせ市報にて相談先の周知を行った他、障害者週間に合わせて、普及啓発グッズを配布しました。	A	関係機関と連携したケース対応を行い、緊急時の受入れなどの課題について、地域生活支援拠点等の整備を通じて検討することができました。また、虐待防止月間に合わせ市報にて相談先の周知を行ったことや障害者週間に合わせて普及啓発グッズを配布したことで啓発を進めることができました。	養護者による対応の他、施設における虐待案件が増えていると思われることから、従事者等への啓発啓発の手法等の検討が必要です。
3-(1)-7	権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き実施しています。成年後見制度の利用が必要なケースについては、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し対応を行っています。	A	「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携することで、成年後見制度が必要と思われる障害のある方に成年後見制度の利用してもらうことができました。	・成年後見制度の利用開始を円滑に進める必要があります。
3-(1)-7	権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	定例的な権利擁護センター・あんしん西東京との打合せを通じて、事例の共有、連携を図っています。権利擁護センターでは、1,492件の成年後見制度に関する相談を受け、申立ての手続支援を行いました。	A	定例的な打ち合わせの機会などを通じ、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課と成年後見制度の利用に必要な情報共有はできています。	庁内各課と権利擁護センターとの役割分担について、事例によっては組織間で協議の上対応している例があるため、それらの事例をある程度定型化して共有します。
3-(1)-8	成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人事の育成及び活用を図るための研修を行います。加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関(あんしん西東京)の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	成年後見制度の利用が必要なケースについては「あんしん西東京」や地域共生課等と連携し、必要に応じて制度の説明等の対応を行っています。	A	成年後見制度の利用が必要なケースについて「あんしん西東京」や地域共生課等と連携し、必要に応じて制度の説明等の対応を図ることができました。	・成年後見制度の利用開始を円滑に進める必要があります。
3-(1)-8	成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人事の育成及び活用を図るための研修を行います。加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関(あんしん西東京)の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	成年後見制度を利用する者のうち、市長申立の者のうち必要なものには、後見業務の報酬の助成を行っており、また、親族・専門職以外の後見業務の担い手として、「社会貢献型貢献人養成講習」を実施しており、令和4年度はZoomによるオンラインにて講習を実施しました。	A	後見業務の報酬助成や社会貢献型後見人の養成について、必要な助成や養成ができました。	市長申立以外の申立費用助成や報酬助成について、制度化が求められています。社会貢献型後見人の活躍の場の創出(2回目以降の受任など)について検討が必要であります。
3-(1)-9	地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	4,704件の日常生活自立支援事業の相談に対応したほか、23件の制度利用の新規契約を行い、年度末現在で107人の方の支援を行っています。また、法律関係の専門相談を24日開催し、38件の相談を受けました。	A	契約に基づく対応により、利用者が適正なサービスを受けられるよう支援できていることに加え、契約者の状況により、成年後見制度の利用にスムーズな移行ができています。	委託元である都社協の基準に基づく人・員体制では現在の受任件数に限界があるため、制度利用の順番待ちが発生することがあります。例えば生活保護利用者の金銭管理等については生活福祉課で整備している制度の利用を優先することとし、幅広く市民が制度を利用できるよう工夫しています。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(1)-10	ボランティア活動の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	社会福祉協議会が実施しているボランティアセンター業務に対して、運営費の補助を行っていました。	A	活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくりの推進を継続します。 ・印刷物を配布、インターネットの活用などによる周知の成果がありました。	・事業運営のため人補助金を交付し、運営基盤の支援を継続します。 ・必要な情報を必要な住民に届けるため、引き続き広報手段の多様化を進める。
3-(1)-11	障害のある人をサポートする仕組みの検討	障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の配布とともに、「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」の中級編の試行実施後の検討等を踏まえ、中級編の本格実施をはじめ、普及に向けた取組を通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の幅を広げます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和3年度にはサポーター養成講座初級編を7回、中級編を2回実施しました。	A	各年度予定していた市民向けのサポーター養成講座を実施することが出来た。	新型コロナウイルス感染症拡大などの有事の際のサポーター養成講座について検討する必要があります。
3-(1)-12	ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	地域共生課	「○」	「○」	「○」	「○」	社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターでは、各種ボランティア養成講座や学習会を開催するほか、ボランティア体験会や小学校に出張してのボランティア講座を開催するなど、ボランティアの育成に当たっています。	A	・福祉教育を推進するため、毎年度、学校からの依頼に対し障がい当事者を紹介するなどコーディネートを実施しました。 ・地域福祉活動が充実するよう、毎年度、各種の講座、講習会を開催しました。	・点訳など協力者の高齢化が進んでいるため、新たな協力者の確保、育成が求められる。
3-(2)-1	グループホーム等の整備	何らかの支援を必要とする障害者が少数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行っていきます。なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	令和3年度は、新たに4件のグループホームが開設しました。	A	年々事業所数が増えています。	現在経営難等で閉鎖するグループホームが出てきています。
3-(2)-2	人にやさしいまちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課 (都市計画課)	「○」	「○」	「○」	「○」	令和4年度は、各課の進捗状況の調査を実施し、各課において、施策の実現に向けて取り組んでいることを確認しました。	A	毎年度、各課の進捗状況を確認でき、施策の実現にむけて取り組んでいることを確認できました。	—
3-(2)-3	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課 (総務課)	「—」	「○」	「—」	「○」	令和4年度は、田無庁舎の5階男子トイレの和式便器を洋式便器へ1台改修しました。 バリアフリー化を進めるため、今後も維持管理に努めます。	A	令和元年度に市民が良く利用する田無庁舎1階、2階及び庁舎入ロースロープ下の公衆トイレの全ての和式便器を洋式便器へ改修し、バリアフリー化を進めました。	特になし
3-(2)-3	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課 (文化振興課)	「—」	「○」	「—」	「—」	令和2年度に柳沢第三市民集会所において、男子便所の和式便器を洋式便器へ改修し、バリアフリー化をし、以降維持管理に努めています。	A	令和2年度に柳沢第三市民集会所において、男子便所の和式便器を洋式便器へ改修し、バリアフリー化を進めました。  ※市民交流施設については、令和4年4月1日から協働コミュニティ課へ移管	特になし

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(2)-4	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路課	「○」	「○」	「○」	「○」	谷戸町三丁目の市道104号線改良工事にあわせて、点字ブロックを新しくならび替えることにより、視覚障害者がより安全に通行できる環境を整備しました。	A	歩道の新設・改良工事を実施した際、利用者が安全に通行できる環境を整備することができました。	特になし
3-(2)-5	障害者専用駐車スペースの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で利用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。	関係各課 (文化振興課)	「—」	「○」	「○」	「○」	文化施設においては、障害者が優先的に使用できるよう運用しています。	A	タクトホームこもれびGRAFAREホール及びビコル田無においては、障害者専用駐車スペースを確保し、障害のある方が利用しやすいように運用しています。	特になし
3-(2)-6	学校施設のバリアフリー化の推進	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。中原小学校建替工事では、だれでもトイレ、身体障害者用駐車場、スロープ等の設置を進めています。その他、3校で、だれでもトイレ等の設置を進めています。	教育企画課	「○」	「○」	「○」	「○」	芝久保小学校バリアフリー化工事で、バリアフリートイレを設置しました。	A	バリアフリー化工事で、校舎1階にバリアフリートイレを設置しました。	未整備の学校があるため、引き続き各学校の実情に配慮しながら、施設のバリアフリー化を推進していきます。
3-(2)-7	市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配置し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。	交通課	「○」	「○」	「○」	「○」	市内各5駅周辺に対し、放置自転車整理指導員を配置し、歩道上等の放置自転車の撤去・指導を行うとともに、点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促し、歩行しやすい環境確保に努めました。 また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導する取り組み等を行いました。	A	駅周辺の歩道において、点字ブロック上を含め、良好な歩行環境を確保することができました。また、市営駐車場における障害者専用駐車スペースの適切な運用により、利用者の利便性向上につながりました。	指導員や誘導員がいなくともマナーが守られるよう、利用者等、一人ひとりの更なる意識向上が課題です。
3-(2)-8	助成制度の活用によるバリアフリーの誘導	一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を支援します。	都市計画課	「—」	「○」	「×」	「×」	令和4年度は、申請がなかった、制度内容の見直しも含め、小規模店舗のバリアフリー化を支援できるよう検討を行っていきます。	B	毎年度ではないが、小規模店舗のバリアフリー化の支援を行うことができました。	HPで制度の周知を行ってはいないが、中々浸透していないのが現状であります。今後、制度内容の見直しも含め検討を行っていきます。
3-(2)-9	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	交通課	「○」	「△」	「○」	「○」	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、コミュニティバスの乗降調査や公共交通に関するアンケート調査を行い、地域に適した交通体系の検討を行いました。	A	民間路線バス、タクシーに加え、コミュニティバスを運行することで充実した交通体系を整備し、高齢者、障害者の利用にあたっては運賃負担を軽減する料金体系となつていきます。さらなる充実に向けて、市内の公共交通空白・不便地域の一部において、移動支援の実証実験を実施し、地域の課題、移動需要の把握に努めています。	新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた新しい生活様式における移動需要の変化、少子高齢化による運転士等担い手不足など、各公共交通の持続的な運行が困難となる可能性があること。また道路の状況により既存の公共交通では対応できない需要があること。福祉的な配慮が必要となる市民の移動については持続的な公共交通の運行と両立することが困難であることです

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度 <sup>（令和4年度）</sup> の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(2)-9	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	関係各課 (交通課)	「-」	「△」	「○」	「○」	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、コミュニティバスの乗降調査や公共交通に関するアンケート調査を行い、地域に適した交通体系の検討を行いました。	A	民間路線バス、タクシーに加え、コミュニティバスを運行することで充実した交通体系を整備しています。さらなる充実に向けて、市内の公共交通空白・不便地域の一部において、移動支援の実証実験を実施し、地域の課題、移動需要の把握に努めています。	新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた新しい生活様式における移動需要の変化、少子高齢化による運転士等担い手不足など、各公共交通の持続的な運行が困難となる可能性があること。また道路の状況により既存の公共交通では対応できない需要があることです。福祉的な配慮が必要となる市民の移動については持続的な公共交通の運行と両立することが困難であることです。
3-(2)-10	移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用者ニーズ等を把握しながら、より利用ニーズに対応したサービスの提供を図っていきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	2団体による福祉有償運送を継続して推進しました。令和3年度においては、有償ボランティア輸送運営協議会において登録の更新協議を行いました。	A	引き続き、2団体による福祉有償運送を継続して推進しました。	事業廃止をした団体があり、団体数が減少しています。
3-(2)-11	自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部補助します。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き実施しています。市報等により制度の周知を図り、対象者への助成を行っています。	A	日常生活の利便性の向上及び生活圏の拡大に役立てることができた。	自動車免許の取得や自動車の取得、買い替えは頻繁に行われるものではないので申請対象件数自体が少ない。
3-(2)-12	自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付	在宅身障害者またはその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付(申請者が選択)を行っています。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き実施しています。市報等により制度の周知を図り、対象者への助成を行っています。多摩地区25市にアンケートを実施し現状の把握を行いました。	A	移動手段の確保と経済的軽減を図り、在宅身障害者の社会参画に役立つことができました。	扶助費が増加傾向にあり、本事業を継続的に実施するために、外出支援サービス全体としてのあり方を検証していく必要があるものと思われます。
3-(2)-13	身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、市の庁舎におけるステッカーの設置や市報等への掲載とともに、両庁舎の売店に募金箱を設置するなど、活動の周知に努めています。	A	市の庁舎におけるステッカーの設置や市報等への掲載とともに、両庁舎の売店に募金箱を設置するなど、活動の周知に努めています。	制度の周知方法や媒体について検討します。
3-(2)-14	安心安全いーなメール配信サービスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安心安全いーなメール配信サービス」を行います。	危機管理課	「○」	「△」	「△」	「○」	市報、HP、公式SNSに加え、市主催の行事や訓練、参加依頼のあったイベント等でチラシを配るなどして広報を行い、利用者拡大に努めました。	B	多くのイベントに参加し、広報に努めました。	配信する内容と同じものを各種SNSで発信しているので、登録者数の増加を見込みづらい部分もあります。



施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の実績状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理課	「○」	「○」	「○」	「○」	対象となる避難行動要支援者へ個別計画用紙の郵送及び作成委託により、個別計画の作成を進めた。	B	毎年度対象者を変えて郵送事業を行い、個別計画の作成を進めてきた。	避難支援者を確保することができず、個別計画を記入することができない避難行動要支援者が多数存在します。名簿や個別計画を絡めた安否確認等の具体的な方策についての検討が必要です。
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	障害福祉課	「△」	「△」	「△」	「△」	人工呼吸器使用者の災害時支援計画等の策定を引き続き実施しました。	B	人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画等の策定を保健所の協力のもと、引き続き実施することができました。	・避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画を進める必要があります。
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	高齢者支援課	「△」	「△」	「△」	「△」	避難行動要支援者名簿を、災害発生時等に活用するため、地域包括支援センターと共有しています。今後も引き続き、発災時の対応等の検討を深めていきます。	B	毎年度、避難行動要支援者名簿の更新があるたびに地域包括支援センターへ共有できています。地域包括支援センターにおいては、最新の名簿を基にして、発災時の対応等に備えた準備を行っています。	実際に災害が発生した場合に市と地域包括支援センターとが具体的にどのように連携して対応するかについても想定しておく必要があります。
3-(2)-16	防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理課	「×」	「×」	「×」	「○」	聴覚障害者団体や登録手話通訳者の会などに参加いただき、被支援者・支援者双方の対応内容について、周知することができました。	B	要配慮者関係団体等との関係づくりができました。	幅広い関係づくりが必要だと考える。
3-(2)-16	防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	障害福祉課	「△」	「△」	「△」	「△」	福祉避難施設での訓練の実施をし、手順等の見直しを行いました。	B	福祉避難施設での訓練の実施をし、手順等の見直しを行うことができました。	・災害対応マニュアルへの修正等に至っていない。
3-(2)-17	社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向け相互協力体制の構築に努めていきます。	危機管理課	「—」	「×」	「×」	「▲」	災害時個別支援計画の作成と対象者の把握に努めた。	E	災害時個別支援計画の作成と対象者の把握に努めた。	昨今の社会情勢の変化により、自治会等の地域の自助組織が活動休止状態になってしまっているケースが増加しているため、地域の自助組織を相互協力の対象とするのではなく、近隣住民の理解を得るよう努める必要がある。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(2)-17	社会福祉施設等 と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めていきます。	障害福祉課	「—」	「×」	「×」	「▲」	随時更新されるハザードマップの更新に伴い、障害者支援施設に対して、災害時に備えた避難計画の更新を促しました。	B	随時更新されるハザードマップの更新に伴い、災害時に備えた避難計画の更新を促しました。 施設周辺の周辺地域との相互協力体制の構築については、コロナ禍によって活動を行うことができませんでした。	昨今の社会情勢の変化により、自治会等の地域の自助組織が活動休止状態になってしまっているケースが増加しているため、地域の自助組織を相互協力の対象とするのではなく、近隣住民の理解を得るよう努める必要がある。
3-(2)-18	緊急時の医療等 の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	危機管理課	「△」	「△」	「△」	「△」	令和4年6月17日に難病評価会議所向け災害時個別支援計画研修に参加しました。	B	多摩小平保健所等の実施する会議等に参加し、情報収集を行いました。	個別具体的方針について、検討が進んでいません。
3-(2)-18	緊急時の医療等 の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	健康課	「○」	「○」	「○」	「△」	医療救護所設置訓練の実施の際、医療的ケアや配慮を要する方について検討の必要性を提起しました。	B	医療的ケアを必要とするケースに関わる機関の連携の在り方や各所の相談・情報提供体制、特に保護者に正確に情報を伝える仕組みについて、継続した検討が必要。	
3-(2)-18	緊急時の医療等 の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	障害福祉課	「△」	「△」	「△」	「△」	緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施しました。	B	災害時個別支援計画の作成を通じて、緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施しました。	避難所等における福祉機器の調達先及び輸送体制等については、調整する必要があります。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心 の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	危機管理課	「—」	「—」	「△」	「△」	避難所となる各小中学校において、障害者等にも配慮した運営ができるように、アクションカードの作成に向けた検討に取り組みました。	B	福祉避難所ごとの対象者を決定しました。アクションカードにおいては、障害特性ごとの対応を記載しました。	福祉避難所の不足が想定される。バリアフリー化については、施設所管課との検討や調整が必要となります。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心 の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	道路課	「—」	「—」	「—」	「○」	災害発生時の状況により危機管理課と連携し、避難経路等の確保に努めます。	A	交通計画の基本理念として、『誰もが便利に移動でき安全・安心な交通まちづくり』を掲げ、障害者等、誰もが安全・安心に移動できるような歩行者空間のバリアフリー化の促進と維持管理に努めています。 また、災害発生時には危機管理課と連携し、避難所アクセス道路の確保に努めます。	歩行者空間のバリアフリー化の促進と維持管理による、災害時の避難所へのアクセス道路の確保はすすめているところですが、現時点では未実地の道路があります。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	健康課	「○」	「○」	「○」	「△」	医療救護所設置訓練の実施の際、医療的ケアや配慮を要する方について検討の必要性を提起しました。	B	医療的ケアを必要とするケースに関わる機関の連携の在り方や各所の相談・情報提供体制、特に保護者に正確に情報を伝える仕組みについて、継続した検討が必要です。	
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	障害福祉課	「△」	「△」	「△」	「△」	福祉避難施設のマニュアル整備の検討や訓練等を実施し、体制の充実に努めたが、今後も感染対策やニーズに応じた体制作りを検討していく必要があります。	A	福祉避難施設のマニュアル整備の検討や訓練等を実施し、体制の充実に努めることができました。	・災害時に対応できるよう福祉避難所の開設訓練をする必要があります。
3-(2)-20	悪質商法などの被害の防止	高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q&A」や「消費生活相談事例集」で紹介することや、コミュニティバス(はなバス)の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。 今後においても、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、様々な方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。 また、障害のある方が相談しやすい環境づくりに努めます。	協働コミュニティ課	「○」	「○」	「○」	「○」	・「消費生活Q&A」を市報で2ヶ月毎に掲載 ・「消費生活相談事例集」の発行 ・コミュニティバスで車内に注意喚起ステッカーを掲示(7回) ・消費生活講座(5回)を実施 ・注意喚起・啓発の他にも関係機関との情報交換を継続して行い、被害の未然・拡大防止に努めた。 ・障害のある方及びその周囲の方に向けての情報提供等の強化に今後も努めています。	B	高齢者や障害のある方をはじめ、悪質な消費被害を防ぐため、市報をはじめコミュニティバスや郵便局封筒など、幅広い媒体を活用し、注意喚起に努めた。 また、地域包括支援センターをはじめ、地域の様々な関係機関と連携して、注意喚起や講座を行うなど、地域ぐるみでの悪質商法の被害防止に努めた。	高度化、複雑化する悪質商法に対して、適切な相談体制の確保、より地域と連携した取り組みが必要である。
3-(3)-1	医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス(重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス)の実施に向けた調整を行っています。 今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、医療的ケアが必要な利用者の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所及び生活介護事業所を整備しました。	A	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、医療的ケアが必要な利用者の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所及び生活介護事業所を整備しました。	

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(3)-1	医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス(重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス)の実施に向けた調整を行っていきます。 今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	健康課	「△」	「△」	「△」	「△」	医療的ケアを必要とするケースに関わる機関の連携の在り方や各所の相談・情報提供体制、特に保護者に正確に情報を伝える仕組みの構築に向けて、医療的ケア児に関する研修や事例検討会等に参加し、情報を収集、また個別の事例に対する“きめ細やかな支援”の実例を積み重ねました。	B	東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修修了。 医療的ケア児の保育園への移行支援実施。	医療的ケア児の就園、就学についての情報共有や対応を組織的に協議する場がないことです。
3-(3)-2	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	各種事業の際に、かかりつけ医等を持つことについて周知するとともに、健康事業ガイドに市内の医療機関一覧等を掲載し周知しました。	B	必要な方に周知が十分に届いて活用されていることです。	
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。 今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	健康課主催の地区診断や地域リハビリテーションネットワーク作業部会等に参加し地域リハビリテーションの充実に向けて検討を進めた。	B	健康課主催の地区診断や地域リハビリテーションネットワーク作業部会等に参加し地域リハビリテーションの充実に向けた検討を行うことができました。	引き続き、健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図る必要があります。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。 今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	健康課	「△」	「○」	「○」	「○」	地域リハビリテーション検討会等において、継続的に住み慣れた場所で安心、安全に過ごすことができるよう、関係機関と協議検討を行い、また、フィールドワークを実施し、外出時の課題などを共有し関係課にも結果を報告しました。	A	地域の機関と共に、検討だけでなく、フィールドワーク等も実施することで、課題の共有化が図れています。	課題を参加機関外にもどのように伝えることです。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。 今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	高齢者支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	地域包括支援センターを中心として、地域での介護予防講座の実施や、いきいき百歳体操の実施など身近な地域における介護予防に取り組みする環境づくりに取り組みました。 理学療法士等の専門職の派遣事業を実施しました。	A	接骨院での介護予防講座の実施やいきいき百歳体操の実施など、地域での介護予防の取組を進め、定着させるための事業を実施しました。	個々人の介護予防に関する取組の定着のためには、地域の中で日常的に継続的に取り組める環境の充実が必要で
3-(3)-4	在宅歯科診療の充実	西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	継続して実施しました。	A	必要な方に周知が十分に届いて活用されている点についてです。	
3-(3)-5	健康診査の情報提供	健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康課	「○」	「○」	「○」	「△」	周知を行っているが、理解しやすさについては、引き続き検討を行います。。	B	現在行っている周知方法で情報を得たり理解することが難しい方に、どのように周知すればよいかという点についてです。	

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(3)-6	精神保健・医療 の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	関係機関と状況を共有しながら、受診についての支援を継続して実施しました。	A	継続実施	
3-(3)-6	精神保健・医療 の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	障害福祉課	「○」	「△」	「△」	「△」	関係各所との連携を継続して行っている他、精神科医療地域連携会議への参加を通じて、連携体制の構築に向けた検討を行いました。	A	関係各所との連携を継続して行っている他、精神科医療地域連携会議への参加を通じて、連携体制の構築に向けた検討が行いました。	・受診行動を起こせない方に対する効果的なアプローチ方法が難しく、対応に苦慮しています。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、障害福祉課所管の「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療、更生医療)」、「難病医療費等助成制度」、「小児精神入院医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」の申請受付等を実施しています。	A	各種医療費助成の申請受付を通じて、受給者の医療費の負担軽減や病気の軽減の為に医療給付を受けるために役立つことができました。	制度自体が複雑なこともあり、申請者がわかりにくい。必要書類も個々の申請者によって異なるものもあるので説明する際には注意が必要です。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	健康課	「○」	「○」	「○」	「○」	「小児慢性疾患の医療費助成制度」について継続して実施しました。	A	継続実施	特になし
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	子育て支援課	「○」	「○」	「○」	「○」	子育て支援課では、「ひとり親家庭等医療費助成制度」を引き続き実施しています。	A	子育て支援課では、「ひとり親家庭等医療費助成制度」を引き続き実施しています。	なし

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	保険年金課	「○」	「○」	「○」	「○」	<令和5年3月31日現在> 国保受給証(精神通院)対象者 883人 後期高齢者医療制度(障害認定者)20人	A	国保受給者証交付対象者は認定された医療機関・薬局等での自己負担は原則1割となります。このことは、計画の重点項目にある地域で安心して暮らせるまちづくりに寄与しています。	目的を概ね達成しており、現状を維持しながら進めています。
3-(4)-1	「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実し、誰もが分かりやすい、手に取りやすい冊子を作成します。また、高齢福祉分野の事業所及び介護保険移行者へも情報提供するなど、必要な情報がその情報を必要としている人たちにわかりやすく的確に伝わるように努めます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	障害者のしおりについては、事業別対象者一覧表を作成し、記載内容を分かりやすくしました。また、見やすいようにレイアウト等も変更を行いました。	B	障害のある方への配慮として、一部の表記を統一し、気分を害することのないようにしました。	しおりの掲載内容が増加しており、ページ数が年々増加傾向にあります。
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	各種情報や個人宛の配付物等について、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など障害特性に合わせた配慮を行いました。	A	各種情報や個人宛の配付物等について、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など障害特性に合わせた配慮を行いました。	
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	図書館	「△」	「△」	「○」	「○」	市の広報類や「健康事業ガイド」、全戸配布の「ごみ資源物収集カレンダー」等の音声版を作成し配布を行いました。また各課の依頼による発行物の点字版・音声版の作成の協力を行いました。	B	全戸配布の資料や利用者が個人的にほしい情報を音声版にして提供することができました。また他課から依頼に対して点訳・音訳資料の作成に協力することができました。	主に音声版や点字版への取組を行ってきたが、わかりやすい文言の資料としてLLブックの収集を進めています。
3-(4)-3	ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮してホームページの運営を行っていきます。	秘書広報課	「○」	「○」	「○」	「○」	昨年度に続き、読み手の立場に立ったページ作りに努めました。 また、アクセシビリティ研修を実施して、庁内周知を図ることにより、全庁的にアクセシビリティに配慮した運営ができるように努めました。 今後の課題としては、まだ見た目重視で作成しているページについて、個別で話をして周知を図るなど、アクセシビリティへの配慮を徹底していきたい。	A	●庁内研修をすることによって、全庁的に周知を図れた点。 ●研修で不足しているところについては、広報で気が付いた段階で個別で話し、改善してもらった点。	●職員一人ひとりへの周知がまだ図れていない点。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度を取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(4)-4	市役所における 窓口対応方法の 検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。	関係各課 (障害福祉課)	「—」	「△」	「○」	「○」	筆談のためのコミュニケーションボードを各課へ配付し、来庁された市民の障害特性に配慮した対応に努めています。 また、職員向けの障害者サポーター養成講座を実施し障害や障害のある方への理解促進に努めました。	A	職員一人ひとりが障害に対して理解を促進することで、どの窓口でも合理的配慮に基づいた市民対応ができるようになりました。	
3-(4)-4	市役所における 窓口対応方法の 検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。	関係各課 (市民課)	「—」	「○」	「○」	「○」	市民課窓口は、既にローカウンターは設置済みであり、筆談のためのコミュニケーションボードを活用する等、来庁された市民の障害特性に配慮した対応に努めています。	A	障害特性に配慮した様々な方法による対応	特になし
3-(4)-4	市役所における 窓口対応方法の 検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。	関係各課 (文化振興課)	「—」	「○」	「○」	「○」	タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを西東京市多文化共生センターの相談窓口等に導入し、周知を行うなど、外国籍市民からの様々な相談に的確に対応しています。	A	タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを西東京市多文化共生センターの相談窓口等に導入し周知を行っているほか、「やさしい日本語」の活用を進めることで外国籍市民等に対し円滑な窓口対応を図ることができました。	通訳・手話サービスについては、幅広い市民に周知するため、周知方法について検討する必要があります。また、「やさしい日本語」については、活用の幅を広げていくため、活用方法について検討する必要があります。
3-(4)-5	市役所における 手話通訳者の配 置	市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、平成26年度より、月2回、手話通訳者を配置しています。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、毎月第1水曜日に保谷庁舎、第3金曜日に田無庁舎に手話通訳者を配置しました。	A	引き続き、毎月第1水曜日に保谷庁舎、第3金曜日に田無庁舎に手話通訳者を配置しました。	利用者があまりおらず、配置した通訳者が待機している時間が多いです。
3-(4)-6	手話通訳者・要 約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施しました。	A	引き続き、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施しました。	閉庁時などに利用希望があった場合に受付できない。
3-(4)-7	身体障害者電話 使用料等の助成	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します(固定電話加入者の減少、携帯電話・インターネット環境の普及を考慮し、新規申請の受付は平成29年度末で終了しました)。	障害福祉課	「○」	「○」	「○」	「○」	引き続き、身体障害者電話使用料等の助成を実施しました。	A	引き続き、身体障害者電話使用料等の助成を実施しました。	対象者が死亡した際の解約や撤去の手続きについて要領を得ない。

施策内容			担当課 (組織改正後担当課)	各年度の評価					令和元年度～令和4年度の評価		
項番	施策名	内容		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度 の取組状況、課題、評価に 対するコメント等	評価	取組について評価できるポイント	取組について感じている課題
3-(4)-8	郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)	身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方等は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。障害の有無に関わらず投票しやすい環境の整備と法改正の情報収集及び改正があった場合の迅速な対応を図ります。	選挙管理委員会	「○」	「○」	「○」	「○」	公職選挙法に基づき郵便等投票を実施中。 また、各投票所にスロープを設置したり、コミュニケーションボードを配置するなど、バリアフリー化にも努めています。 片手でも楽に文字が書ける滑り止めの下敷きを各投票所に配備しています。 期日前投票所を3箇所設置し、障害の有無に関わらず、投票環境の向上に努めています。	A	郵便等投票へのお問い合わせについて丁寧かつ迅速な対応に努めています。投票所に設置しているスロープを点検し、段差等不具合の解消に努めています。投票事務従事者への説明会において、コミュニケーションボードの活用方法を説明し、代理投票、点字投票等を適切、丁寧に行うことに努めています。	郵便等投票制度の対象とならない方には福祉サービスの移動支援事業への相談を案内しているが、郵便等投票について対象者の範囲を広げる要望があります。